

共同参画だより

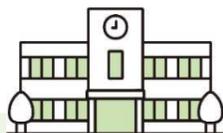
令和8年3月
No. 117
常総市人権推進課



- ▶ 教育×男女共同参画
 - ▶ 知っていますか？「ポジティブアクション」。
 - ▶ 『共同参画だより』アンケート調査にご協力ください

教育×男女共同参画

1999年男女共同参画社会基本法が制定されてからの、学校教育はどう変化したのか？



『男女共同参画社会基本法』とは？

平成11年6月23日公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。



男女別通学班の解消

昔は、尋常小学校の名残で“男女別の通学班”でした。しかし、ずいぶん前から“男女混合班”で編成されています。男女混合班では、体力や学年、リーダーシップの適性にに応じて性別にかかわらず役割を分担することが自然になっています。

1973年の学習指導要領改訂→高等学校の家庭科、中学校の技術・家庭科が「女性は家庭生活を担うべき」という性別役割分業意識のもと、「女子のみ必修」になりました。しかし、1993年には家庭科が男女必修となりました。男性にも調理や裁縫・育児といった生活の知識と技能が求められるようになりました。

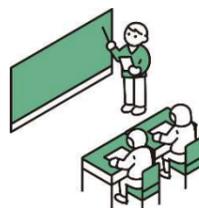
中学校及び高等学校の家庭科の必修

男女混合名簿の導入

昔は、男子が先に呼ばれる、男子が優先されるべきとされていました。男女共同参画社会基本法をきっかけに、男女平等の思想に基づく男女混合名簿の導入が全国的な取り組みとして普及しました。現在は、混合名簿が自然になっていて、人間関係も性別に隔たりがなく自然に築かれています。

男女平等や多様性を尊重する観点から、以前は「くん」「ちゃん」であったが、現在は小学生を「さん」で統一して呼んでいる。

“〇〇さん”づけの統一



女子の制服選択制の導入

2010年以降頃から従来の「女子はスカート、男子はスラックス」という性別に基づく固定的な慣行の見直しがされて、女子生徒の制服にスカート以外の選択肢（主にスラックス）が導入・「スカートまたはスラックス」という選択制を導入している学校もあります。

男女共同参画社会基本法が制定されてから約27年。学校教育でもさまざまな取り組みがされています。

協力 常総市教育委員会

知っていますか？「ポジティブアクション」。



「ポジティブアクション」とは・・・

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、
●営業職に女性はほとんどいない ●課長以上の管理職は男性が大半を占めている
等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。



ポジティブ・アクション普及促進のための
シンボルマーク「きらら」【厚生労働省】

厚生労働省ホームページより抜粋

「ポジティブアクション」の必要性

- ① 高い緊要度
日本における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べて低い水準であり、その差は拡大しています。これまでの延長線上の取組を超えた効果的な対策として、暫定的に必要な範囲において、ポジティブ・アクションを進めていくことが必要です。
- ② 実質的な機会の平等の確保
世論調査の結果などを見ても、我が国は、固定的性別役割分担意識に関する偏見が根強いことがうかがえます。また、現状では男女の置かれた社会的状況には、個人の能力・努力によらない格差があることは否めません。こうした中、実質的な機会の平等の確保が必要となります。
- ③ 多様性の確保
女性を始めとする多様な人々が参画する機会を確保することは、政治分野においては民主主義の要請であり、行政分野においては、バランスのとれた質の高い行政サービスの実現にもつながります。また、民間企業の経済活動や研究機関の研究活動において、多様な人材の発想や能力の活用は、組織・運営の活性化や競争力の強化等に寄与するものです。

「ポジティブアクション」の手法

ポジティブ・アクションには多様な手法があり、例えば、次のように分類できます。各団体、企業、大学、研究機関などの特性に応じて最も効果的なものを選択することが重要です。

- ① 指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定する方式
○クォータ制(性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法)等
- ② ゴール・アンド・タイムテーブル方式
(指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法)
- ③ 基盤整備を推進する方式
(研修の機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する手法)

内閣府男女共同参画局ホームページより抜粋

『共同参画だより』アンケート調査にご協力ください ★所要時間2分程度★

市では、身のまわりの男女のパートナーシップなど、男女共同参画の実現に向けた情報提供の一環として『共同参画だより』を発行しています。

『共同参画だより』をよりよいものにするため、皆さんの意見を調査し今後の参考にさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

- 個人情報の入力不要！
- スマートフォンまたはパソコンから回答！

☞回答はQRコードまたはURLからいばらき電子申請システムにてお願いいたします。



【URL】 https://apply.e-tumo.jp/city-joso-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=84332

調査期間は令和8年3月2日～令和8年3月31日までです。

【問合せ】人権推進課ダイバーシティ推進係 0297-23-2111 (内線2140)

